

## 介護老人保健施設こが 21 利用約款

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(約款の目的)

第 1 条 介護老人保健施設こが 21 (以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者\_\_\_\_\_ (以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第 2 条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 本約款、別紙 1、別紙 2 および別紙 3 (本項において「本約款等」といいます。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第 3 条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者 (民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 200 万円の範囲内で、利用者と同様して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第 1 項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第 1 項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
  - ⑧ 利用者又は利用者の家族等より、暴力団対策法に定める暴力的要求行為、準暴力的要求行為に該当する言動がなされた場合。
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、担当者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 当施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当施設に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

介護老人保健施設こが 21（入所）のご案内  
（令和 5 年 11 月 2 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名：介護老人保健施設こが 21
- ・開設年月日：平成 27 年 3 月 1 日
- ・所在地：福岡県久留米市宮ノ陣 3 丁目 3 番 9 号
- ・電話番号：0942-38-3386      ・FAX 番号：0942-38-3355
- ・施設長名：貞松 篤
- ・介護保険指定番号      介護老人保健施設（4052280130 号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設こが 21 の運営方針]

- （1）当施設は、ユニット型介護保健施設サービス提供事業者として、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、利用者がある能力に応じ可能な限り自立的な日常生活を営むことを支援します。
- （2）介護については、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
- （3）当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- （4）ユニット型介護保健施設サービス事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を密にして利用者とその家族との交流の機会を確保するなど、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- （5）ユニット型介護保健施設サービス事業の提供にあたっては、原則として、入所申込に対して応じるものとし、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

- (6) 当施設は、その社会的責任に鑑み、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないものとします。また、施設の運営に当たり当施設が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないための必要な措置を講じます。
- (7) 前1号ないし6号のほか、「久留米市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」(平成25年4月1日施行)に定める内容を遵守し、事業を実施します。

### (3) 施設の職員体制

職 種	配置数	業務内容
医師(施設長)	1.0人以上	管理業務のほか、利用者の日常的な医学的対応を行います。
薬剤師	0.3人以上	医師の指示に基づき、調剤及び薬学的管理を行います。
看護職員	9.5人以上	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等を行うほか、施設サービス計画に基づく看護及び介護を行います。
介護職員	13.0人以上	施設サービス計画に基づく介護を行います。
理学療法士・作業療法士等	4.0人以上	リハビリテーション実施計画書を作成し、実施指導及び各種療法を施行します。
支援相談員	2.0人以上	利用者からの相談に応じ指導又は援助を行います。
管理栄養士	1.0人以上	給食の献立を通じて利用者の栄養管理を行います。
介護支援専門員	1.0人以上	施設サービス計画の原案作成、及び要介護認定の申請手続き等を行います。
事務職員	1.0人以上	運営上必要な事務、及び施設管理を行います。

(4) 入所定員等 ・定員 60名 ・療養室 ユニット型個室 60室

### 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ③ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
  - 朝食 8時00分～9時00分
  - 昼食 12時30分～13時30分
  - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス(予め予約が必要です)
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関	名 称	古賀病院 21
	所在地	福岡県久留米市宮ノ陣 3 丁目 3 番 8 号
	電 話	0942-38-3333
医療機関	名 称	新古賀病院
	所在地	福岡県久留米市天神町 120 番地
	電 話	0942-38-2222
医療機関	名 称	医療法人社団芳英会 宮の陣病院
	所在地	福岡県久留米市宮ノ陣 1 丁目 1 番 70 号
	電 話	0942-32-1808
歯 科	名 称	古賀俊也歯科クリニック
	所在地	福岡県久留米市西町 130-1
	電 話	0942-46-5700

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、許可の無い食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、以下の利用者の行為は禁止します。

来訪・面会	面会時間 9:00 ~ 19:30 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際は、必ず行先と帰室日時を職員に申し出て、外出・外泊伝票に記入してください。(原則として7日前までをお願いします。)
留意事項	①サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス提供票を提示してください。 ②施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償いただく場合

	<p>があります。</p> <p>③入所者は共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。</p> <p>④金銭・貴重品は、自己の責任で管理してください。</p> <p>⑤提供票に基づいた利用が出来ない場合は、サービス利用の再検討を行う場合があります。</p>
<p>禁止行為</p>	<p>①故意に大声を出す、暴れるなど、他の利用者に著しく迷惑をかけること</p> <p>②施設内での暴行、傷害、窃盗などの犯罪行為</p> <p>③他の利用者及び職員に対する威圧的な態度、暴言、暴力、性的嫌がらせ、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） 例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く</p> <p>④他の利用者及び職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する</p> <p>⑤他の利用者及び職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為） 例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をするなど</p> <p>⑥暴力団員、または暴力団関係者であることを言動により誇示し、職員、利用者に不安を与える行為</p> <p>⑦公序良俗に反する行為</p> <p>⑧施設内での営利活動、宗教の勧誘</p> <p>⑨施設内での喫煙</p> <p>⑩施設内での飲酒及び飲酒しての来訪</p> <p>⑪利用料金の支払い滞納</p> <p>⑫ペットの持ち込み及び飼育</p>

## 5. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設こが 21 消防計画」に則り対応を行います。
避難訓練	別途定める「介護老人保健施設こが 21 消防計画」に則り年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。
防災設備	屋内消火栓、消火器、スプリンクラー設備、防火扉・シャッター、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備（放送設備）、避難器具（救助袋）、誘導灯、誘導標識、避難階段、ガス漏れ探知機、 カーテン及び壁紙等は防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	久留米消防署への届出日：令和 4 年 1 月 13 日 防火管理者：馬田 奈美

## 6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（ご利用時間 月曜日～土曜日 8：30～17：00 電話 0942-38-3386）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1 階ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、担当者に直接お申し出いただくこともできます。

その他の相談窓口

**【久留米市にお住まいの方】**

久留米市健康福祉部介護保険課（0942-30-9247）

福岡県国民健康保険団体連合会（092-642-7859）

【小郡市にお住まいの方】

小郡市市長寿支援課介護保険係（0942-72-2111）

福岡県国民健康保険団体連合会（092-642-7859）

【久留米市・小郡市以外にお住まいの方】

福岡県国民健康保険団体連合会（092-642-7859）

7. 第三者による評価の実施状況

直近の実施日：令和5年1月30日

評価機関：福岡県保険医療介護部介護保険課監査指導第二係

評価結果の開示状況：あり

8

・その他

当施設についての詳細は、ホームページならびにパンフレットをご覧ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて  
(令和6年4月1日現在)

1. 各種保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の各種保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護老人保健施設が法定代理受領サービスに該当するユニット型介護保健施設サービスを提供した場合の利用者の自己負担額は、介護負担割合証に準じた額になります。この重要事項説明書の最後に添付します「ユニット型介護保健施設サービスの料金表」を参照ください。

(2) その他の料金

種 類	内 容	利用料
居住費	ユニット型個室に要する費用	(1日につき) 2,200円
食 費	食事の提供に要する費用	(1日につき) 1,850円
水道光熱費(税込)	水道光熱に要する費用	(1日につき) 500円
持込品の電気代(税込)	※2. 持込の電気器具(テレビ、冷蔵庫、ラジオ)の電気代	(1器具1日につき) 50円
その他費用	使用、利用、又は参加が任意なもの	実費

※ 居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は、その認定証に記載された金額が1日あたりの負担額となります。

(3) 支払い方法

支払方法	①口座振替（自動引落とし） ②振り込み送金（振込手数料は送金者負担） 福岡銀行；久留米営業部 普通口座；2893461 口座名義；社会医療法人天神会 理事長 古賀 伸彦
締切日・支払期限	利用者負担額は月末締めで計算し、毎月15日以降に前月分の利用者負担額の請求書を発行し、事務室にて手渡し、もしくは身元引受人へ郵送いたします。 合計額はその月の末日までに支払いいただきます。

<別紙 3>

## 個人情報の利用目的

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設こが 21 では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者様及びご家族様の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

# 介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設こが 21 を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設こが 21  
施設長 殿

## 【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

## 【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

住 所 福岡県久留米市宮ノ陣 3 丁目 3 番 9 号

施設名 介護老人保健施設こが 21

(介護保険事業所番号) 4052280130

施設長 貞松 篤